

姫島村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

姫島村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨及び現状	1
2. 計画の期間	1
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 計画のフォローアップについて	5

## 1. 計画の趣旨及び現状

### (1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、令和7年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和8年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、姫島村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ライフワークバランスを確立し、教育職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、姫島村における教育の質の維持及び向上を図ることを目的として本計画を策定するものである。

### (2) 姫島村教育委員会の現状

姫島村教育委員会（以下「本村」という。）では、令和2年に「姫島村立小学校、中学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」において、教育職員の働き方改革に関する施策を定め、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいる。こうした取組により、令和6年度において、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間	9.1%	0%
中学校	月30時間	14.1%	0%

・時間外在校勤務時間が45時間を超える割合が中学校で14%と多くなっている。要因の一つに部活動に係る業務の負担が考えられることから部活動の

在り方を考える必要がある。

- ・こうしたことを踏まえ、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を90%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を25時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を60以下とする(全国平均100)

【R7結果 59】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校の広報資料(「3分類」⑦関係)

- ・ウェブサイトの作成・管理
- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて外部委託を継続する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員が中心となって行いつつ、必要に応じて外部委託を継続する。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・職員による学校プールの管理については、民間事業者等への委託を検討する。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の簡素化推進し、負担軽減を促進する。

○部活動(「3分類」⑬関係)

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ○授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮関係)

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理、帳票作成等に係る事務負担を軽減する。

##### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材による連携・協働した支援体制を構築する。

#### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェ

ックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、40%にする。【R6 結果  
34.3%】

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、

関係部局・関係機関とともに取り組む。

- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、県で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、県で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む